

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 5 月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601261号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700030号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日は15万5,000円、平成16年3月31日は3万円、同年7月15日は9万円、同年12月15日は17万4,000円、平成17年7月15日は9万円、同年12月15日は14万1,000円、平成18年12月15日は17万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年3月31日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年12月15日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑦までの標準賞与額の記録がない。請求期間①から⑦までの明細書により賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された「給与支給明細書(平成15年12月分賞

与)」及び「給与支給明細書（平成 16 年 3 月分賞与）」並びに金融機関から提出された請求者に係る「月中移動表（顧客別）」により、請求者は、請求期間①は 15 万 5,000 円、請求期間②は 3 万円の賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

請求期間③、④及び⑤について、請求者から提出された「給与支給明細書（平成 16 年 7 月分賞与）」、「給与支給明細書（平成 16 年 12 月分賞与）」及び「給与支給明細書（平成 17 年 7 月分賞与）」並びに金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表 1」により、請求者は、請求期間③は 9 万円、請求期間④は 17 万 4,000 円、請求期間⑤は 9 万円の賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

請求期間⑦について、請求者から提出された「給与支給明細書（平成 18 年 12 月分賞与）」、事業主から提出された請求者に係る「平成 18 年冬期賞与明細書」及び金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表 1」により、請求者は、請求期間⑦に 17 万 5,000 円の賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

請求期間⑥について、請求者から提出された「給与支給明細書（平成 17 年 12 月分賞与）」及び金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表 1」により、請求者は、請求期間⑥に 14 万 4,000 円の賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額 14 万 4,000 円より低い標準賞与額 14 万 1,000 円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑥に係る標準賞与額については、上記「給与支給明細書（平成 17 年 12 月分賞与）」により確認できる厚生年金保険料額から、14 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 12 日、平成 16 年 3 月 31 日、同年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日、平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日及び平成 18 年 12 月 15 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601279号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700031号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日は9万円、平成16年3月31日は3万円、同年7月15日は6万5,000円、同年12月15日は10万円、平成17年7月15日は6万4,000円、同年12月15日は9万3,000円、平成18年12月15日は11万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年3月31日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年12月15日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から⑦までの標準賞与額の記録がない。請求期間①から⑦までの預金通帳の写しにより賞与が支払われていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された預金通帳の写し、複数の同僚から提出された「給与支給明細書(平成15年12月分賞与)」、「給与支給明細書(平成16年3月分賞与)

与)」、「給与支給明細書(平成16年7月分賞与)」、「給与支給明細書(平成16年12月分賞与)」、「給与支給明細書(平成17年7月分賞与)」、「給与支給明細書(平成17年12月分賞与)」(以下「給与支給明細書(賞与)」という。)及び金融機関から提出された預金元帳、月中移動表(顧客別)、預金取引明細表1(以下「取引明細表」という。)により、請求者は、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記預金通帳の写し、給与支給明細書(賞与)及び取引明細表により、請求期間①は9万円、請求期間②は3万円、請求期間③は6万5,000円、請求期間④は10万円、請求期間⑤は6万4,000円及び請求期間⑥は9万3,000円とすることが妥当である。

請求期間⑦について、A社から提出された「平成18年冬期賞与明細書」及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、11万2,000円の賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日について、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。